松本市公立保育園における紙おむつ等定額利用サービス事業
事業者募集要項

1　事業の概要

⑴　事業名　松本市公立保育園における紙おむつ等定額利用サービス

⑵　実施期間

ア　準備期間　協定締結の日から令和８年５月３１日まで

イ　試行期間　令和８年６月１日から令和８年７月３１日まで

ウ　提供期間　令和８年８月１日から令和１１年３月３１日まで

⑶　事業内容

別紙「松本市立保育園における紙おむつ等定額利用サービス仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

2　募集スケジュール

募集開始日	令和８年３月　４日（水）
質問の受付終了日	令和８年３月１１日（水）午後５時００分
質問の回答日（予定）	令和８年３月１６日（月）
応募申請書等提出期限	令和８年３月１９日（木）午後５時００分
審査結果通知日（予定）	令和８年３月２７日（金）

3　質問票の提出

⑴　事業に関し不明な点がある場合は、前項の「質問の受付終了日」までに質問票（様式１）を提出すること。

⑵　質問及びその回答は、ホームページに公開する。

4　応募書類の提出

⑴　応募申請書（様式２）

⑵　添付書類

ア　消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書

イ　履歴事項全部証明書

ウ　サービスの概要が分かる資料（パンフレット等）

エ　各おむつサイズ・タイプの製品写真（パッケージ、おむつ本体）

5　質問票及び応募書類の提出方法

電子メールにより提出

⑴　送信先　松本市こども若者部保育課

⑵　アドレス　jidou@city.matsumoto.lg.jp

⑶　電子メールの件名

ア　質問票

「松本市紙おむつ等定額利用サービス導入に係る質問票（社名）」

イ　応募書類

「松本市紙おむつ等定額利用サービス導入に係る応募（社名）」

⑷　電話連絡

電子メール送信後は、保育課へ送信した旨の電話連絡をすること。

6　参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項又は松本市財務規則（平成３年規則第１０号）第１０４条第１項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

⑵　消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

⑶　公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は松本市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。

⑷　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

⑸　松本市暴力団排除条例（平成２４年条例第３号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者ではないこと。

⑹　自治体が設置する公立の保育園等において同種のサービス提供の実績が令和８年１月時点において１０自治体以上あること。

7　審査方法

⑴　書類審査

参加申込者が提出した提出された応募申請書及び添付書類により、応募要件を満たすことを確認する。

⑵　価格審査

要件を満たす事業者の見積額により、最も安価なサービス事業者を選定する。

8　審査結果

⑴　審査結果の通知 受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する （令和８年３月２７日（金)を予定）。

9　協定書の締結方法等

⑴　受託候補者として特定された者と協定を締結する。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と協定を締結できないときは、次点の評価を得た者を受託候補者として特定し、協定を締結する。

⑵　受託候補者が正当な理由なく協定を締結しないときは、その特定を取り消

すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、協定を締結する。

10　その他

⑴　企画提案及び協定締結手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

⑵　提出された参加申請書等及び提案書等は返却しない。

⑶　提出期限後における参加申請書等及び提案書等の差替及び再提出は認めない。参加申請書等及び提案書等について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。

⑷　提出された参加申請書等及び提案書等に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。

⑸　仕様書は、本事業の最低要求水準を示したものであり、応募申請書（様式２）の内容については、協定書にその内容を記載する。

11　問合せ先

松本市　こども若者部　保育課　担当：等々力・原
ＴＥＬ　０２６３－３３－９８５６
メール　jidou@city.matsumoto.lg.jp